

令和7年10月2日

朝霞市長 松 下 昌 代 様

朝霞市上下水道審議会
会長 前 田 敏



朝霞市の適正な下水道使用料の水準について（答申）

令和7年6月3日付け、朝上発第83号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を行い、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

答 申 書

令和7年（2025年）10月2日

朝霞市上下水道審議会

1 はじめに

下水道事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全、雨水排水による浸水防除の役割を担い、快適な市民生活を維持していくために欠かすことのできない社会インフラの一つであり、将来にわたり安定的な経営の下、下水道サービスを提供することが責務となっている。

朝霞市の下水道事業は、昭和48年に事業認可を得て工事に着手し、昭和57年度の供用開始から43年が経過した。令和6年度末時点での汚水処理人口普及率は98%に達している。また、下水道事業の経営においては、令和2年4月に地方公営企業法を適用し、これまでの官公庁会計から、発生主義を採用する企業会計へと移行をしたところである。

下水道事業の経営は独立採算の原則に従い、事業の運営（汚水）に必要な経費は使用料収入で賄うこととされているが、現状においては一般会計から繰入金として多額の補填を受けており、市の財政に依存した経営となっている。また、昨今の節水機器の普及や核家族化の進行等による水需要の減少から、今後、使用料収入の大きな増加は見込めない状況にある。さらには、施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増加や物価高騰に伴う維持管理経費の上昇等に加え、令和7年度からは埼玉県が管理運営を行っている流域下水道の維持管理負担金が値上げされるなど、本市の下水道事業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増すことが想定されている。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、地方公営企業の経営原則である「受益者負担の原則」と「独立採算の原則」を基に、経営の安定化を目指し、合計5回にわたり慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、意見を添えて答申する。

2 下水道使用料改定の必要性

下水道使用料の改定については、①汚水処理に要する経費を原価とし、原価に見合った適正な受益者負担を求めるべきであるにもかかわらず、不足する収入を一般会計からの基準外繰入金で賄い、事業が運営されていること。②埼玉県へ支払う流域下水道維持管理負担金が令和7年度から値上げされたこと。③物価上昇傾向が続く中で、現行使用料のままでは令和9年度に下水道サービスの提供に必要な資金の不足が見込まれること。④使用料収入の不足により施設の維持管理が滞った場合、施設の老朽化による道路陥没や污水ポンプの停止等のリスクが上昇すること。⑤災害等の不測の事態が発生した場合においても、下水道サービスを継続するためには一定の資金の蓄えが必要であること等、今後、より一層厳しさを増す下水道事業の経営環境を鑑み、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、下水道使用料の改定は必要不可欠であると判断する。

3 下水道使用料の改定について

改定使用料の検討に当たっては、安定的かつ健全な経営のため、①一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。②毎年度の年度末資金残高を9億円から10億円の範囲で確保する。③経費回収率100%以上を達成するという三つの目標を設定し、それらを実現するために必要となる使用料の検討を行った。

(1) 使用料の算定期間

既存施設の改築更新をはじめとする中長期的な事業計画を適切に使用料へ反映させるため、令和6年11月に策定した「朝霞市下水道事業経営戦略」の計画期間である令和8年度から令和15年度までの8年間を収支予測の算定期間とした。

(2) 使用料体系

ア 基本水量制の廃止

下水道使用料における現行の基本水量制は、下水道の普及を促進し、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図ることを目的に全国的に導入されてきた制度である。

しかしながら、本市の下水道の普及率や水洗化率は既に高水準に達しており、下水道の普及を目的とした基本水量制は、所期の目的を達したと言える。また、下水道事業の経営基盤の安定には、使用水量の少ない使用者を含めた全ての使用者で経営を支える使用料体系とすることが必要であり、使用水量に応じた負担を求める公平性の観点からも、上水道と同様に受益者負担の原則に沿って、基本水量制を廃止することが適当であると判断した。一方で、これまで基本水量内に収まっていた使用者の負担を緩和する観点か

ら、2か月当たり20m³までの使用量に関しては、従量使用料を低く抑え、使用料負担の軽減を図ることが妥当であると判断した。

イ 基本使用料と従量使用料

下水道事業は装置産業であるため、施設整備に係る投資費用が大きく、固定費の割合が極めて高い事業である。使用料として回収すべき費用の大部分は固定費であり、基本使用料によりこの費用を一定程度賄うことが可能となれば、使用水量の減少に対しても、安定的な事業継続が可能になる。

しかし、基本使用料で賄う固定費の割合を高めた場合、20m³以下の使用水量の少ない一般家庭などの値上げ率が高くなることから、使用水量の少ない使用者に配慮しながら基本使用料を設定することが現実的であると判断した。また、本市の多量使用者の使用料単価は県内他下水道事業体と比較しても廉価ではあるが、多量使用者の従量使用料については一般的に需要変動が大きく、使用料収入に与える影響が大きいことに留意して設定することが適当と判断した。

ウ 従量使用料の区分の設定

これまでの使用料体系では、2か月当たり20m³の基本水量を超過した使用水量から、超過料として、使用水量に応じた6段階の水量区分を設定していたが、基本水量制の廃止に伴い、1m³から従量使用料を設定するとともに、本市における核家族・単独家族の増加等、近年の使用水量の傾向等を踏まえ、9段階の使用料体系に見直すことが妥当であると判断した。

エ 公衆浴場用の使用料

公衆浴場は、保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、県内一律の入浴料金の統制を受けることを考慮して、公衆浴場用の使用料については据え置くことが妥当であると判断した。

以上のことを踏まえ、次の下水道使用料改定案が妥当であるとの結論を得た。

下水道使用料改定案（現行と改定案の比較表）

（2か月当たり・税抜き）

用途	区分		現行	改定案	差額
一般	基本使用料		1,000円	1,000円	0円
	従量使用料 (m^3 当たり)	10 m^3 まで	0円	20円	20円
		11～20 m^3		30円	30円
		21～40 m^3	55円	70円	15円
		41～60 m^3	60円	75円	15円
		61～100 m^3		85円	25円
		101～200 m^3	65円	95円	30円
		201～1,000 m^3	70円	100円	30円
		1,001～2,000 m^3	75円	110円	35円
		2,001 m^3 以上	85円	120円	35円

（3）改定時期

市民への周知期間を十分に確保することを考慮したが、既に埼玉県の流れ下水道維持管理負担金が値上げになっている状況等を鑑み、早期に収入増加を図る必要があることから、改定日は令和8年4月1日とすることが適当であると判断した。

4 附帯意見

（1）定期的な見直し

使用料改定については、昭和57年の供用開始から今日まで一度も改定を行っておらず、長期にわたり据え置かれてきた。今後は、将来世代に負担を先送りしないよう、社会情勢の変化や流域下水道維持管理負担金の動向など、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、おおむね5年に一度の頻度で定期的な検証と見直しを求める。

（2）使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と情報を共有し、相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、積極的に情報発信を行い、周知に努めること。

朝霞市上下水道審議会 委員名簿

職	氏 名	備 考
会 長	前 田 敏	3号委員（知識経験を有する者）
副会長	時 枝 宏 幸	2号委員（上下水道使用者）
委 員	黒 川 滋	1号委員（市議会議員）
委 員	獅子倉 晴 樹	1号委員（市議会議員）
委 員	宮 林 智 美	1号委員（市議会議員）
委 員	小 川 正 喜	2号委員（上下水道使用者）
委 員	佐 藤 久美子	2号委員（上下水道使用者）
委 員	孫 恵 淑	2号委員（上下水道使用者）
委 員	谷 ななみ	2号委員（上下水道使用者）
委 員	池 田 邦 臣	3号委員（知識経験を有する者）
委 員	市 川 健	3号委員（知識経験を有する者）
委 員	島 崎 大	3号委員（知識経験を有する者）
委 員	野 島 安 広	3号委員（知識経験を有する者）

敬称略。区分別五十音順

令和7年度 朝霞市上下水道審議会 審議経過

	開催日	審議内容等
第1回	令和7年6月3日（火）	・市長諮問 ・下水道事業の概要 ・朝霞市の下水道事業会計について
第2回	令和7年6月27日（金）	・適正な下水道使用料の水準について
第3回	令和7年7月25日（金）	・使用料改定案について
第4回	令和7年8月18日（月）	・下水道パネル展（住民説明会）の実施報告 ・使用料改定案について
第5回	令和7年9月1日（月）	・使用料改定案について ・答申書（案）の確認